

衆議院 第七十一回国会 交通委員会 議 録 第十一号

平成二十一年四月三日(金曜日)

午前九時七分開議

出席委員

委員長 望月 義夫君

理事 奥野 信亮君

理事 中山 泰秀君

理事 山本 公一君

理事 後藤 斎君

理事 赤池 誠章君

理事 江崎 鐵磨君

理事 小里 泰弘君

理事 太田 誠一君

理事 鍵田忠兵衛君

理事 北村 茂男君

理事 七条 明君

理事 杉田 元司君

理事 長島 忠美君

理事 原田 憲治君

理事 松本 文明君

理事 吉田六左門君

理事 石川 知裕君

理事 古賀 一成君

理事 長安 豊君

理事 森本 哲生君

理事 高木 陽介君

理事 穀田 恵二君

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通委員会専門員

委員の異動

四月三日

第一類第十号 国土交通委員会議録第十一号

平成二十一年四月三日

辞任

亀井 静香君

補欠選任

糸川 正晃君

同日

辞任

糸川 正晃君

補欠選任

亀井 静香君

四月二日

高齡者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

高齡者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○望月委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○望月委員長 この際、本案に対し、福井照君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。後藤斎君。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

修正案

○後藤(斎)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、第一に、施行期日について、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用することと改めることとしております。

第二に、無駄を排し、住民が望む視点で、政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

る規定を追加することとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

各委員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○望月委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、福井照君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○望月委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○望月委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○福井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、お手元に配付してございます案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえさせていただきます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の着実な整備に支障が生ずることのないよう、必要な財源措置を講ずるなど十分な配慮を行うこと。

二 真に必要な道路整備の推進を図る観点から、新たな将来交通需要推計及び評価手法に基づく費用便益分析の点検の結果の適切な活用等により、ルート・工法・規格を見直してコスト削減を図り、効率的かつ効果的な道路整備事業の実施に努めるとともに、道路整備事業の実施過程における透明性を確保するための制度の在り方について検討を行うこと。

三 道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について、地方公共団体の負担を大幅に軽減することも含めた検討を行い、必要があるとき、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

四 高速道路利便増進事業として実施される高速道路料金の引下げの効果及び影響について、十分な検証を行うとともに、高速道路の有効利用の在り方について検討を行い、必要があるとき、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

五 道路特定財源の一般財源化後の暫定税率の在り方については、納税者である自動車ユーザーの納得が得られるものとなるよう検討を引き続き行うこと。

六 道路関係業務の執行に關し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト削減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。

七 道路の新たな中期計画を踏まえた地方版の計画の策定に当たっては、地域の意見を聴き計画に反映させるとともに、地方における今後の道路整備の目指すべき方向性を明らかにするため、具体的な事業等を盛り込むことについて検討を行うこと。

以上でございます。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○望月委員長 起立多数。よって、本動議のとおり

り附帯決議を付することに決しました。
この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣金子一義君。

○金子国務大臣 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。ここに、委員長、理事の皆様方、また委員各位の御指導、御協力に深く感謝の意を表します。大変ありがとうございました。（拍手）

○望月委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○望月委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○望月委員長 次に、内閣提出、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣金子一義君。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○金子国務大臣 ただいま議題となりました高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する

法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年の我が国の高齢者をめぐる状況としては、今後一層の高齢化が進んでいくとともに、特に高齢者の単身の世帯や要介護者が大幅に増加していくことが見込まれております。

高齢者の多くが居住している住宅につきまして、バリアフリー化の立ちおくれ、福祉サービスとの連携不足等必ずしも住宅に係る高齢者対策が十分ではない現状があるため、福祉施策とも連携しつつ、高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、これまで国土交通大臣が単独で策定しておりました基本方針につきまして、厚生労働大臣と共同で策定することとした上で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項等を記載事項として追加することとしております。

第二に、都道府県は、基本方針に基づき、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した高齢者居住安定確保計画を策定し、高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者住宅生活支援施設の整備の促進、住宅のバリアフリー化の促進等を図ることができるとしております。

第三に、高齢者住宅生活支援施設と一体となつた高齢者向け優良賃貸住宅について、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う社会福祉法人等に賃貸することができるとしてしております。

第四に、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度につきまして、新たに登録基準を設定し、住宅の規模、構造及び設備等に関する最低限の水準を満たすもののみを登録可能とするともに、登録を受けた住宅の管理の状況に関する報告徴収制度の創設等、指導監督の強化を図ることとしてしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時十七分散会

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「平成二十一年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する」に改める。

附則第七条を附則第八条とし、附則第二条から附則第六条までを一条ずつ繰り下げ、附則第一条の次に次の一条を加える。

（検討）

第二条 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第三条)」を「第一章 総則(第一条・第二条)」第一章の二 基本方針及び高齢者居住安定確保計画(第

三条・第三条の二)に、「加齢対応構造等を有する住宅への改良」を「住宅の加齢対応改良」に、「第十四条」を「第九十五条」に改める。

第三条第一項中「国土交通大臣」の下に「及び厚生労働大臣」を加え、同条第二項中「高齢者のための住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して」を削り、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制(次条第二項第二号ホにおいて「高齢者居宅生活支援体制」という)の確保に関する基本的な事項

六 次条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

第三条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「賃貸住宅」の下に「及び老人ホーム」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項

第三条第三項中「基本方針は」の下に「、高齢者のための住宅及び老人ホーム並びに高齢者のための保健医療サービス及び福祉サービスの需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して定めるとともに」を加え、同条第四項中「国土交通大臣」を「国土交通大臣及び厚生労働大臣」に改め、「及び厚生労働大臣」を削り、同条第五項中「国土交通大臣」の下に「及び厚生労働大臣」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(高齢者居住安定確保計画)

第三条の二 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「高齢者居住安定確保

計画」という。)を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業(以下「高齢者居宅生活支援事業」という)の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に關し必要な事項

3 都道府県は、当該都道府県の区域内において地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による次に掲げる事業の実施が必要と認められる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を定めることができる。

一 第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理に関する事業

二 住宅の改良(改良後の住宅が加齢対応構造等(加齢に伴つて生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造及び設備をいう。以下同じ。)であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを有するものとする)とを主たる目的とするものに限る。以下「住宅の加齢対応改良」という。)に関する事業

4 都道府県は、高齢者居住安定確保計画に公社による前項各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をい

い、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。次項において同じ。)に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあつては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、高齢者居住安定確保計画の変更について準用する。

第一章の二 基本方針及び高齢者居住安定確保計画

第四条中「受ける」を「申請する」に改める。

第五条中「登録を受けようとする者は」を「規定により登録を申請するときは、国土交通省令で定めるところにより」に改め、同条第五号中「又は設備(加齢に伴つて生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造又は設備で国土交通省令で定めるもの)」を「及び設備(国土交通省令で定める加齢対応構造等であるもの)」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項

第六条を次のように改める。

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、当該申請に係る賃貸住宅が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一 賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

二 賃貸住宅の構造及び設備が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

四 その他基本方針(賃貸住宅が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内にある場合にあつては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第十二条において同じ。)に照らして適切なものであること。

2 前項の登録は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録

簿(以下「登録簿」という。)に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 前条各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

3 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

第七条第一項中「登録の申請者」を「第四条の規定による登録の申請をした者」に改め、同条第二項中「登録の申請者」を「当該登録の申請をした者」に改める。

第八条第一項中「第四条の規定による」を「第六条第一項の」に改め、「(以下「登録住宅」という。)」を削り、同条第二項中「規定による申請があった場合に」を「変更の登録について」に改める。

第十条中「登録住宅の」を「第六条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。の)に、」に改め、又は賃貸の条件を著しく不当なものとして「を」を「拒んでは」に改める。

第十二条の見出しを「(報告の徴収等)」に改め、同条中「基本方針を勘案して」を「当該登録住宅の管理の状況について報告を求め、又は」に改め、「関し」の下に「基本方針を勘案して」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第十三条の見出しを「(指示)」に改め、同条第一項中「に虚偽の事実があったときは」を「が事実と異なるときは、その」に、「当該」を「当該」に改め、同条第二項中「対し」の下に「同項の規定による」を、「申請」の下に「をすべきこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、登録住宅が第六条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録住宅の賃貸人に対し、その登録住宅を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十四条第三項を次のように改める。
3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を

取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録住宅の賃貸人に通知しなければならない。

第三十条第一項中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「しようとする」を「行おうとする」に改め、同条第二項第三号中「加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造及び設備(以下「を」を削り、「という」の内容を「であるもの」に改め、同項第八号中「受けた」を受けて管理を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者は、自ら又は高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設(以下「高齢者居宅生活支援施設」という。)の整備(既存の住宅その他の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。))によるものを含む。以下同じ。及び管理を行おうとする者当該高齢者居宅生活支援施設を賃借し、高齢者居宅生活支援事業を行おうとする者を含む。次項において同じ。と共同して、当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行おうとするときは、供給計画に、次に掲げる事項を記載することができ。

一 高齢者居宅生活支援施設の位置
二 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。)

三 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画
四 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間
五 高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を転貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は転貸事業者の氏名又は名称及び住所

六 前二号に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法
七 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を

行う者との間における連携及び協力に関する事項

八 その他国土交通省令で定める事項
4 前項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した供給計画の第一項の規定による認定の申請については、同項の賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者が高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行おうとする者と共同して当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行おうとする場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

第三十一条中「認定(以下「計画の認定」という。)」を「規定による認定」に、「計画の」を「その」に改め、同条第二号中「加齢対応構造等」の下に「及び第三十五条の二」を加え、同条第九号中「受けた」を受けて管理を行う」に、「者で」を「ものとして」に、「ものを」を「者」に改め、同条第十一号中「基本方針の下に」(供給計画が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内の賃貸住宅に関するものである場合)にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第三十四条において同じ。を加え、同条を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 前条第三項各号に掲げる事項が記載された供給計画にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
ロ 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画が、当該整備を確実に遂行するため適切なものであること。

ハ 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間が、第五号の国土交通省令で定める期間以上であること。
ニ 高齢者居宅生活支援施設を高齢者居宅生活支援事業を行う者に賃貸する場合にあって

ては、その賃貸人(当該高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を転貸事業者に賃貸する場合)にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は転貸事業者が、高齢者居宅生活支援施設の管理に必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要なその他の能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ ハ及びニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
ヘ 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項が、当該高齢者の居住の安定の確保を図る上で適切なものであること。

第三十二条中「計画」を「前条」に、「を計画の」を「当該」に改め、「(以下「認定事業者」という。)」を削る。

第三十三条第一項中「認定事業者は、当該計画の」を「第三十一条の認定を受けた者は、当該」に改め、「(以下「認定計画」という。)」を削り、同条第二項中「場合を」を「変更の認定」に改める。

第三十四条中「認定事業者」を「第三十一条の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。を受けた者(以下「認定事業者」という。))に、「認定計画(前条第一項の規定による変更の認定)を」当該計画の認定を受けた供給計画(変更)に、「同じ」を「認定計画」というに改め、「定められたの下に」を「その」を、「いう。」の下に「(当該認定計画が第三十条第三項各号に掲げる事項が記載されたものである場合にあっては、高齢者向け優良賃貸住宅及び当該認定計画に基づき整備が行われる又は行われた高齢者居宅生活支援施設(認定計画に定められたその管理の期間が経過したものを除く。以下「認定支援施設」という。))」。

第三十七条から第三十九条までにおいて同じ。』を加える。

第三十五条の次に次の二条を加える。

(認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業を行う者に対する支援施設一休型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸)

第三十五条の二 認定事業者は、第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された認定計画に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅(以下この条において「支援施設一休型高齢者向け優良賃貸住宅」という。)の一部について、当該認定計画に基づき整備が行われた認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業(当該支援施設一休型高齢者向け優良賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行うものに限る。)を行う社会福祉法人等(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める者であつて老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業を行うものをいう。以下この条において同じ。)から高齢者のための住宅として賃借したい旨の申出があつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該支援施設一休型高齢者向け優良賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等に賃貸することができ。ただし、当該認定計画に第三十条第三項第七号に掲げる事項として当該認定計画に基づき整備が行われる賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等に高齢者のための住宅として賃貸する旨が定められている場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

(委託により公社の行う高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備等の業務)

第三十五条の三 第三条の二第三項の規定により高齢者居宅安定確保計画に公社による同項第一号に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供

給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律平成十三年法律第二十六号」第三十五条の二第一項に規定する業務とする。

第四十七条中「高齢者向け優良賃貸住宅」の下に「及び認定支援施設」を加える。

第四十九条第一項第一号中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加える。

第五十条中「地方住宅供給公社(以下「公社」という。)」を「公社」に改める。

第五十三条第一項第二号中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加える。

第五十七条第一項中「事業の認可(以下「事業の認可」という。)」を「認可」に改め、同項第四号中「及び設備並びに加齢対応構造等の内容」を「並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。)」に改め、同条第二項中「事業の認可」を「前項の規定による」に改め、「供給計画の認可」を削る。

第五十八条中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「事業の認可」を「第五十六条の」に改め、同条第二号イ中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加え、同条第三号中「事業の認可」を「前条第一項の規定による」に改め、「供給計画の認可」を削る。

同条第九号中「基本方針」の下に「(当該事業が高齢者居宅安定確保計画が定められている都道府県の区域内のものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居宅安定確保計画。第六十九条において同じ。)」を加える。

第五十九条中「事業」を、「前条に」、「事業の認可」を当該に改め、「(以下「認可事業者」という。)」を削る。

第六十条第一項中「認可事業者」を「第五十六条

の認可を受けた終身賃貸事業者」に改め、同条第二項中「場合」を「変更の認可」に改める。

第六十一条中「認可事業者は、」を「第五十六条の認可(前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。))を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。))は、当該に改める。

第七十二条第二項中「都道府県知事が」を削り、「による」の下に「事業の認可の」を加え、「をした場合」を削る。

第七十四条第一項中「当該」の下に「事業の」を加える。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 住宅の加齢対応改良に対する支援措置

第七十六条を次のように改める。

(委託により公社の行う住宅の加齢対応改良の業務)

第七十六条 第三条の二第三項の規定により高齢者居宅安定確保計画に公社による同項第二号に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七十六条第一項に規定する業務」とする。

第七十七条中「改良(改良後の住宅が国土交通省令で定める基準に適合する加齢対応構造等を有するものとする)を主たる目的とするものに限る。」を「住宅の加齢対応改良」に改める。

第八十条第二号中「改良」を「加齢対応改良」に改める。

第九十条中「事務」の下に「第三条の二、」を加える。

本則に次の一条を加える。

第九十五条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条から第八条まで、第十条、第十二条(見出しを含む。及び第十三条(見出しを含む。))の改正規定並びに本則に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 次条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「新法」という。))第六十一条(新法第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の登録を受けようとする者は、前条第一号に掲げる規定の施行前においても、新法第四条及び第五条(これらの規定を新法第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の例により、その申請を行うことができる。

(経過措置)

第三条 新法第三十一条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「旧法」という。))第三十一条の規定により定められている基本方針は、新法第三十一条の規定により定められた基本方針とみなす。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に行われている旧法第四条旧法第十七条第四項の規定により読み替えて適用される場合

を含む。)の登録は、同号に掲げる規定の施行の日に、その効力を失う。	2 前項の規定によりその効力を失った登録を行っている者は、当該登録を削除しなければならぬ。	3 前項の規定により登録が消除された賃貸住宅にその消除前から入居していた高齢者でその後も引き続き当該賃貸住宅に入居しているものの家賃に係る債務保証については、当該賃貸住宅は、新法第十条に規定する登録住宅とみなす。 第五条 この法律の施行前にされた旧法第三十条第一項又は旧法第五十七条第一項の規定による認定又は認可の申請であつて、この法律の施行の際、認定又は認可をするかどうかの処分がされていらないものについての認定又は認可の処分については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (住民基本台帳法の一部改正) 第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中「第三十条第一項」を「第三十一条」に改める。 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正) 第十条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のよう	に改正する。 第十八条第一項中「第七十七条に規定する改良」を「第三条の二第三項第二号に規定する住宅の加齢対応改良」に改める。 理由 高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
--	--	---	--	--

平成二十一年四月二十四日印刷

平成二十一年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D